

JIS

船 内 燃 却 炉 装 備 基 準

JIS F 7011 :1998

(2003 確認)

平成 10 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、運輸大臣が改正した日本工業規格である。これによって、JIS F 7011 : 1995は改正され、この規格に置き換えられる。

今回の改正では、国際規格の整合を図るために、原国際規格の技術的内容を変更することなく採用し、附属書に規定した。また、旧JISの内容を一部改正し、本体に規定した。

JIS F 7011は、本体及び次に示す附属書で構成されている。

附属書(規定) 船用焼却装置

主務大臣：運輸大臣 制定：平成 1.2.10 改正：平成 10.4.20

官報公示：平成 10.5.6

原案作成協力者：財団法人 日本船舶標準協会

審議部会：日本工業標準調査会 船舶部会（部会長 斎藤 隆一郎）

この規格についての意見又は質問は、運輸省海上技術安全局技術課（〒100-0013 東京都千代田区霞が関2丁目1-3）又は工業技術院標準部材料機械規格課（〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

船内焼却炉装備基準

F 7011 : 1998

Shipbuilding—Application of incinerator for marine use

1. 適用範囲 この規格は、船内に専用の廃油及び可燃性固体廃棄物の焼却炉(ただし、固体廃棄物専用焼却炉を除く。以下、焼却炉という。)を装備する場合の一般的な装備基準について規定する。

備考1. 構造に関する事項は、該当する規則による。

2. 国際規格ISO 13617 Shipbuilding—Shipboard incinerators—Requirementsに適合する焼却装置の装備基準は、附属書による。

2. 焼却方式 焼却の方式は、主に次のとおりとする。

- a) 重力滴下方式
- b) 圧力噴霧方式
- c) 遠心噴霧方式

3. 焼却炉の性能

3.1 焼却炉本体の性能表示の表し方 焼却炉本体の性能は、次によって表す。

- a) 処理熱量 (J/h)
- b) 処理可能な廃油の含水率 (%)
- c) 固形物焼却量 (kg/h)

3.2 廃油の含水率 廃油の含水率は、焼却する前の廃油の含水率を示し、50 %以内とすることが望ましい。

3.3 固形廃棄物の種類 固形廃棄物の種類は、ウエス、木、スラッジなどとする。

備考 プラスチックなどの高発熱性物質は含まない。

3.4 制御及び安全・警報装置 制御及び安全・警報装置は、次による。

- a) 制御方法 各附属機器の発停、点火及び消火は手動とする。
- b) 安全・警報装置 次の項目で警報を発するものであり、かつ、*印を付けた項目については自動的に焼却炉運転を中止するものでなければならない。

なお、適用する規則などを満足しなければならない。

- * 1) 失火
- * 2) 焚却炉入口油温低下(圧力噴霧式バーナの場合だけ)
- 3) 噴霧用蒸気(空気)圧力低下(圧力噴霧式バーナ及び遠心噴霧式バーナの場合だけ)
- 4) 油圧力低下(圧力噴霧式バーナの場合だけ)
- * 5) 排ガス温度上昇
- 6) 電源喪失
- 7) 送風機停止

備考 固形物を投入する場合、逆火が生じない構造とする。

3.5 予備品 焚却炉の予備品は、次のものを含み製造所基準の範囲内とする。

- a) Oリング及びパッキン
- b) 各種軸受